

⑪③				1 (1) イ中 小企業總 合事業団 ロ ハ中 小企業總 合事業団 (2) 2 3
⑪④			
⑫				1 (1) (2)中小 企業總合事 業団法..... (3) 2
⑬			
⑭				
⑮都市基盤 整備公団.....				

⑭③				1 (1) イ中 小企業事 業団..... ロ ハ中 小企業事 業団..... (2) 2 3
⑭④			
⑯				1 (1) (2)中小 企業事業団 法..... (3) 2
⑰			
⑰②				
⑰住宅・都 市整備公団.....				

⑩	民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第14条第2項第4号に規定する道路となるべき区域内の次の要件を満たす土地等が、同項の規定により建設大臣の承認を受けて同号に掲げる業務を行う同法第3条第1項に規定する民間都市開発推進機構に買い取られる場合	建設大臣	措置法65条の4
⑪	民間都市開発推進機構による当該買取りの日から5年以内に取	建設大臣	措置法規則22条の5
⑫	民間都市開発推進機構による当該買取りの日から5年以内に取	建設大臣	措置法規則22条の5

⑬			
⑭			

(新設)

得することに つき当該道路 を管理すべき 者の同意があ ること。 ①) 当該土地等 について行わ れる措置法第 65条の4第1 項第18号に規 定する道路の 整備に関する 事業につき都 市計画法第59 条の認可がさ れていないこ と。				
①)	措置法65 条の4 1項19号 措置法規 則22条の 5 1項 24号
②)都市基盤 整備公団.....	①)都市基盤 整備公団..... ②)	措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号都市基 盤整備公団... ...

①9②)	措置法65 条の4 1項18号 措置法規 則22条の 5 1項 23号
②)住宅・都 市整備公団.....	①)住宅・都 市整備公団..... ②)	措置法65 条の4 1項19号 措置法規 則22条の 5 1項 24号住宅・ 都市整備公団

②			措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号イ	
②1の2			措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号ロ	
② イ)..... ロ)..... A..... B 店舗型性 風俗特殊営 業.....店舗 型性風俗特 殊営業..... C 店舗型性 風俗特殊営 業.....店舗 型性風俗特 殊営業..... D..... イ)..... ロ)..... ハ).....	イ)..... A..... B 当該土地等 に係る換地処 分が行われ、 当該建物等を 引き続き従前 の用途と同一 の用途に供す るとしたなら ば、当該建物 等の構造、配 置設計、利用 構成等を著し く変更する必 要があると認 められ、かつ、当該建物		措置法65 条の4 1項22号 措置法規 則22条の 5 1項 27号	1..... 2 「店舗型 性風俗特殊営 業」とは、風 俗営業等の規 制及び業務の 適正化等に関 する法律第28 条第3項に規 定する店舗型 性風俗特殊営 業をいい、風 俗営業等取締 法の一部を改 正する法律 (昭59法76) 附則第4条第 2項又は風俗

②			措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号イ	
②			措置法65 条の4 1項20号 措置法規 則22条の 5 1項 25号ロ	
② イ)..... ロ)..... A..... B 風俗関連 営業.....風 俗関連営業 C 風俗関連 営業.....風 俗関連営業 D..... イ)..... ロ)..... ハ).....	イ)..... A..... B 当該土地等 に係る換地処 分が行われ、 当該建物等を 引き続き従前 の用途と同一 の用途に供す るとしたなら ば、当該建物 等の構造、配 置、設計、利 用構成等を著 しく変更する 必要があると 認められ、かつ、当該建物		措置法65 条の4 1項21号 措置法規 則22条の 5 1項 26号	1..... 2 「風俗関 連営業」と は、風俗営業 等の規制及び 業務の適正化 等に関する法 律第28条第3 項に規定する 風俗関連営業 をいい、風俗 営業等取締法 の一部を改正 する法律(昭 59法76)附則 第4条第2項 の規定の適用 に係るものを

ハ).....	等における従前の業務の継続が著しく困難となると認められること ロ).....			営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平 10法 55）附則第 4 条第 2 項の規定の適用に係るものを含む。 3 4 5 6 7
㉓	ロ)..... ハ)..... ロ)..... A措置法令第39条の5第31項各号... ... B	措置法65条の4 1項23号 措置法規則22条の5 1項28号
㉔	ロ) 当該土地を買い取ったものである旨及び当該土地が特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内の	措置法65条の4 1項24号 措置法規則22条の5 1項29号

ハ).....	等における従前の生活又は業務の継続が著しく困難となると認められること ロ).....			含む。 3 4 5 6 7
㉓	ロ)..... ハ)..... ロ)..... A措置法令第39条の5第19項各号... ... B	措置法65条の4 1項22号 措置法規則22条の5 1項27号
㉔	ロ) 当該土地を買い取ったものである旨及び当該土地等が特別地域として指定された地域又は特別地区として指定された地区内の	措置法65条の4 1項23号 措置法規則22条の5 1項28号

	ものである旨を 証する書類 □)		
㊦	措置法65 条の4 1項25号 措置法規 則22条の 5 1項 30号

	のものである旨 を証する書類 □)		
㊦	措置法65 条の4 1項24号 措置法規 則22条の 5 1項 29号